

## IASB、「農業：果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は2014年6月30日、「農業：果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」を公表した。本改訂は、果実生成型植物 (その生産物を除く) を定義したうえで、これをIAS第41号「農業」の範囲に含めずに、IAS第16号「有形固定資産」を適用することを要求している。

### 【要約】

- 果実生成型植物とは、次のすべての要件を満たす、生きている植物をいう。
  - 農産物の生産または供給に使用される。
  - 1会計期間を超えて生産物を生成することが予想される。
  - それ自体、農産物として販売される可能性がほとんどない (ただし、廃材として売却される場合を除く)。
- 果実生成型植物 (その生産物を除く) は、IAS第16号に従って会計処理する。
- 果実生成型植物の生産物は、従来どおり、IAS第41号に従って会計処理する。
- 本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。早期適用も認められる。

### 【改訂の背景】

IAS第41号は、生物資産 (生きている動物または植物) 及び農産物 (生物資産からの収穫物) 等の会計処理を定めている。IAS第41号は、公正価値に基づく測定値が生物学的変化を適切に反映するという考え方にに基づき、生物資産及び農産物について、次のとおり公正価値に基づく測定を要求している。

- 生物資産は、当初認識時及び各報告期間の末日において、売却コスト控除後の公正価値により測定する (ただし、当初認識時に信頼性をもってその公正価値を測定できない場合を除く)。
- 農産物は、収穫時の売却コスト控除後の公正価値により測定する。

IAS第41号の開示規定は、生物資産をグループごとに分類して説明することを要求している。分類の例として、消費型生物資産と果実生成型生物資産に分けることが挙げられており、その内容は次の表のとおりである。なお、これらの生物資産はそれぞれ、成熟した生物資産と未成熟の生物資産にさらに分けることができる。

消費型生物資産	果実生成型生物資産
農産物として収穫される生物資産または生物資産として販売可能な生物資産	消費型生物資産以外の生物資産
例えば... 肉を生産するための家畜、販売目的の家畜、養魚場の魚類、トウモロコシや小麦等の穀物、材木とするための樹木	例えば... 乳を生産するための家畜、葡萄の木、果樹、薪を収穫するが本体が残る樹木

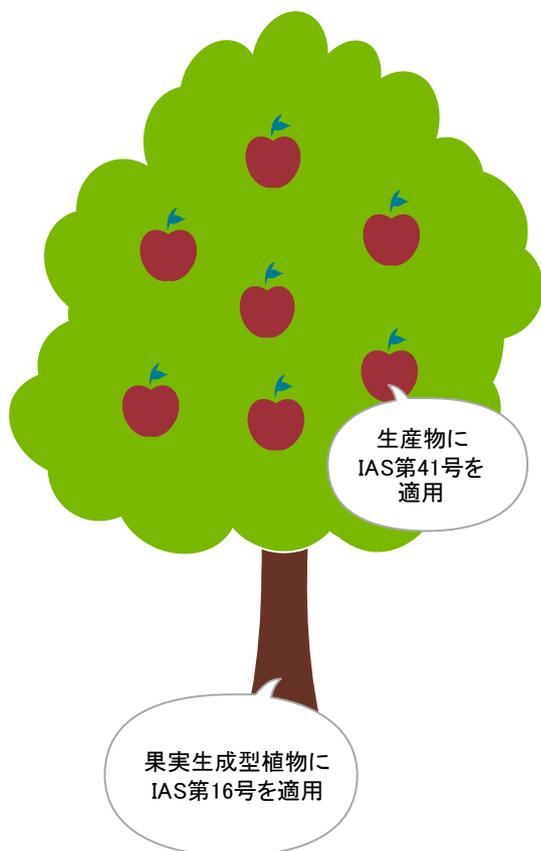
成熟した果実生成型植物は、複数の期間にわたり生産物を生成するため、製造設備に類似し、公正価値に基づいて測定することは適切ではないという関係者からの指摘を受け、IASBは、IAS第41号の限定的な改訂を行うプロジェクトに着手した。

IASBは2013年6月26日、公開草案 (ED/2013/8)「農業：果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の改訂案)」を公表し、果実生成型植物をIAS第16号における有形固定資産と同様に会計処理することを提案した。また、果実生成型植物の生産物については、その成長に応じて販売から得られる期待収益が増加するため、公正価値に基づく測定値が、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するとして、従来どおり公正価値に基づく測定を行うことを提案した。

IASBは、公開草案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議した結果、果実生成型植物の定義の軽微な修正、移行規定の明確化及び開示に関する免除規定の追加を行ったうえで、本改訂を確定した。

## 【本改訂の内容】

本改訂は、次の図のとおり、果実生成型植物とその植物により成長する生産物とを区別し、果実生成型植物にIAS第16号を適用し、生産物にIAS第41号を適用することを要求している。



## 【本改訂の範囲】

果実生成型植物は、次のすべての要件を満たす、生きている植物をいう。

- 農産物の生産または供給に使用される。
- 1会計期間を超えて生産物を生成することが予想される。
- それ自体、農産物として販売される可能性がほとんどない（ただし、廃材として売却される場合を除く）。

また、本改訂では、次の植物等は果実生成型植物の範囲から除外される。

除外される植物等	例示
農産物として収穫するために栽培する植物	材木とするための樹木
農産物を生産するために栽培される植物のうち、それ自体も農産物として収穫し、販売される可能性がほとんどないといえない植物（ただし、廃材として売却される場合を除く）	果実を栽培する目的と、材木としてそれ自体を販売する目的の両方の目的により保有する樹木
1年生の作物	トウモロコシや小麦

なお、果実生成型植物が生産物を生成できなくなった場合に、これを伐採し、廃材（例、薪）として売却するケースがある。そのような売却によって必ずしもその植物が果実生成型植物の定義を満たさなくなるとは限らない。

## 【果実生成型植物の取扱い】

果実生成型植物は、次のとおり取り扱われる。

- 果実生成型植物にIAS第16号を適用する。
- 果実生成型植物は、経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置かれるまで、IAS第16号に従い、自家建設資産と同様に会計処理する。
- 果実生成型植物に関するリースには、IAS第17号「リース」を適用する。
- 果実生成型植物は、IAS第23号「借入コスト」の適格資産に該当する。
- 果実生成型植物の減損には、IAS第36号「資産の減損」を適用する。
- 果実生成型植物は、IAS第16号の範囲に含まれる有形固定資産として扱うため、IAS第16号に従って開示する。

## 【生産物の取扱い】

果実生成型植物からの生産物は、従来どおり、IAS第41号に従って会計処理する。すなわち、売却コスト控除後の公正価値により測定し、生産物の成長に伴う価値の変動を当期純利益に含めて認識する。なお、果実生成型植物の生産物は、消費型生物資産としてIAS第41号に従って開示する。

## 【適用日】

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から、次のとおり適用される。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従ってIAS第16号及びIAS第41号の改訂を遡及適用する。  
なお、本改訂を最初に適用する会計年度において、IAS第8号第28項(f)における本改訂の適用による影響に関する当期の定量的開示が免除されるものの、表示する過去の各期間の定量的開示は要求される。
- IFRS既適用企業は、財務諸表における最初の比較期間の期首時点の公正価値を果実生成型植物のみなし原価として使用することを選択できる。なお、帳簿価額と公正価値に差が生じた場合、最も古い比較対象期間の期首時点の利益剰余金に含める。
- 果実生成型植物は、IAS第16号の範囲に含まれる有形固定資産として扱うため、IFRS初度適用企業は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」における有形固定資産の公正価値を果実生成型植物のみなし原価とする免除規定を適用できる。
- 早期適用は認められる。

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

e-Mail: [azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.